

公立大学法人宮城大学国際交流・留学生センター運営規程

平成21年4月1日

規程第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年宮城大学規則第1号。以下「規則」という。）第39条第1項の規定により置かれる国際交流・留学生センター（以下「センター」という。）の組織、管理運営等に関し、規則第39条第8項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(英文名称)

第2条 センターの英文名称は、The Center for International Exchange and Overseas Students (CIEOS) とする。

(所掌事項)

第3条 センターの所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 国際的な教育・研究に係る交流の推進に関すること。
- 二 宮城大学（以下「本学」という。）と外国の大学、研究機関等との間で締結する全学的な国際交流（関連した教育・研究を含む。）の覚書・協定に関すること。
- 三 本学学生の研修・留学に対する総合調整、海外派遣先との連携強化、具体的施策の企画立案及び新規派遣先の開拓等並びに学群・教員企画型派遣等の支援に関すること。
- 四 外国人留学生に対する総合調整、出願数増加に向けた取組及び在学中の修学・生活支援に関すること。
- 五 本学学生・教職員に対する多民族共生社会で生活するための知識等の習得・外国語教育等の支援に関すること。
- 六 その他センターの目的の達成のために必要な業務に関すること。

(センター長等)

第4条 センター長は、センターの事務を掌理する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐するとともに、センター長に事故があるときはその職務を代理し、センター長が欠員の時はその職務を行う。
- 3 センター長及び副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第5条 センターの運営について協議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、次に掲げる事項について協議する。
 - 一 センターの業務及び事業の計画並びに実施に関すること。
 - 二 その他センターの管理運営に関すること。
- 3 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - 一 センター長及び副センター長
 - 二 各学群及び基盤教育群から推薦された者
 - 三 その他センター長が必要と認める者
- 4 運営委員会の委員長は、センター長をもって充てる。

第1編組織運営 国際交流・留学生センター運営規程

(運営委員の任期)

第6条 前条第3項第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報告)

第7条 センター長は、センターの業務の運営について、随時、学長に報告するとともに、定期的に教育研究審議会に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告内容について定期的に理事長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 センターの庶務は、事務局企画・入試課において行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営委員会及び教育研究審議会の議を経て行うものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、センター長が運営委員会に諮って定めるものとする。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

1 この規程は平成21年4月1日から施行する。

2 第6条第1項第1号の規定にかかわらず、平成21年4月1日に現にセンター専任教員としてある者は、同規定によって決定し配置されたものとみなす。

附 則 (H23.4.27 第41回理事会)

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (H24.3.28 第53回理事会)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (H26.4.23 第82回理事会)

この規程は、平成26年4月23日から施行し、改正後の公立大学法人宮城大学国際交流・留学生センター運営規程は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (H28.3.23 第107回理事会)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(学部に係る経過措置)

2 この規程の施行の日から学部 に在籍する者が当該学部 に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学国際交流・留学生センター運営規程（以下「新規程」という。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1編組織運営 国際交流・留学生センター運営規程

第3条第1項第3号ホ	学群学生	学群学生、学部学生
第5条第2項	各学群	各学群、各学部

附 則 (H30.5.23 第137回理事会)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年5月23日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
(学部に係る経過措置)
- 2 この規程の施行の日から学部に在籍する者が当該学部に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学国際交流・留学生センター運営規程第5条第3項第2号の規定の適用については、「各学群」とあるのは、「各学群、各学部」と読み替えるものとする。

附 則 (R3.3.24 第172回理事会)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (R5.10.25 第204回理事会)

この規程は、令和5年10月25日から施行する。